

# 各種相談(人権・行政・心配ごと)合同相談所 開設のお知らせ

日 時：1月20日(火) 午後1時～4時

場 所：日高町保健福祉総合センター 2階会議室

相談は無料で、秘密は固く守られますので、お気軽にご利用ください。

相談員は、社会福祉協議会会长・副会長、民生児童委員、人権擁護委員、行政相談委員の方々です。



【お問い合わせ先】 日高町社会福祉協議会 (TEL：63・2751)

## 令和7年分 所得税・住民税の申告相談について

令和7年分の所得税・住民税の申告相談受付が、**2月16日(月)**から始まります。

申告される方は、必ず正しい申告を行ってください。

### 確定申告しなければならない方

①事業所得や不動産所得などがある方

②給与所得のある方で、次に該当する場合

●令和7年中の給与収入が、2,000万円を超える場合

●給与を1か所から受け、地代・家賃などの収入があり、給与所得や退職所得以外のこれらの「所得の合計額」が20万円を超える場合

●給与を2か所以上から受けている方で、主たる給与以外の給与の収入金額および退職所得以外の所得金額の合計が20万円を超える方

※確定申告が必要な方で申告をしなかったり、誤った申告をされますと、後で不足の税金を納めていただけでなく、更に加算税や延滞税を納めていただくことになる場合がありますのでご注意ください。

### 住民税の申告

住民税の申告は、住民税や国民健康保険税の課税資料の基となるとともに、所得証明書の発行や、各種手当での受給者資格の判定や支給額の算定などをするための資料になります。

令和8年1月1日現在で日高町にお住まいの方は、申告が必要です。

(申告不要の方もおられますので、ご確認ください)

### 申告が必要な方

- 勤務する事業所などから、役場に給与支払報告書が提出されない方
- 所得税の確定申告はしないが、扶養控除や社会保険料控除、医療費控除などを受ける方
- 令和7年中に会社退職などにより、年末調整を受けていない方
- 所得税の確定申告は必要ないが、雑所得、一時所得、事業所得などの所得がある方（農業などで町申告の方）
- 前年に収入がなかった方（町内在住者の被扶養者は除きます）など

### 申告が不要な方

- 所得税の確定申告をした方
- 給与のみの収入で、勤務先から給与支払報告書が提出されている方
- 公的年金のみの収入で、他に控除するものがない方
- 収入がなく、町内在住者が会社の年末調整または確定申告で扶養親族として届出されている方（年少扶養も含みます）など

【お問い合わせ先】 税務課 (TEL：63・3802)

# 役場での申告は事前予約が必要となります

## 事前予約について

予約開始日時：2月2日(月) 午前8時30分～午後5時15分(土日祝除く)

予 約 方 法：電話(TEL：63・3802)

税務課窓口 ※予約の変更やキャンセルも同じ方法でお願いします。

## 申告当日お持ちいただくもの（確定申告・住民税の申告共通）

### ①所得関係書類

令和7年中(令和7年1月1日から令和7年12月31日まで)の収入などが確認できる書類  
(源泉徴収票、収支内訳書、給与明細など)

### ②控除関係書類

令和7年中に支払われた生命保険・地震保険・国民健康保険・介護保険・後期高齢者保険・  
国民年金などの支払証明書、医療費領収書、寄附金受領証明書など

### ③障害者控除を受ける方は、障害者手帳など

### ④その他、申告に必要な関係書類

※収支内訳書や医療費控除の明細書は作成のうえ、ご持参ください。  
申告内容によっては、御坊税務署へ案内することがあります。



## 所得税・住民税 申告相談日程表 2月16日(月)～3月16日(月)

2月

日	月	火	水	木	金	土
15	16	17	18	19	20	21
	○	○	○	○	○	×
22	23	24	25	26	27	28
×	×	○	○	○	○	×

申告場所：日高町役場 税務課

3月

日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
×	○	○	○	○	○	×
8	9	10	11	12	13	14
×	○	○	○	○	○	×
15	16	17	18	19	20	21
×	午前中のみ					

### 予約可能な時間帯は以下のとおりです

午前の部 ①9時～ ②9時30分～ ③10時～ ④10時30分～ ⑤11時～

午後の部 ①0時30分～ ②1時～ ③1時30分～ ④2時～ ⑤2時30分～ ⑥3時～  
⑦3時30分～

予約時間に遅れないようにお願いします。

【お問い合わせ先】 税務課(TEL：63・3802)

## 町税は口座振替で！

税金は、私たちが豊かで安全な暮らしが出来るよう警察や消防、保健衛生や教育などの公共サービスや、道路や橋、港湾や上下水道などの公共施設の整備・充実に充てられています。私たちが社会の一員として暮らしていくために、みんなで出し合って負担しているのが税金です。

税務課では便利で安心、確実な口座振替制度のご利用をお勧めしています。口座振替を利用される方は、和歌山県農業協同組合、なぎさ信漁連、紀陽銀行、きのくに信用金庫、近畿労働金庫、ゆうちょ銀行の各金融機関窓口で口座振替される通帳と届出されている印鑑をご持参のうえ、お申し込みください。口座振替依頼書は、税務課窓口および各金融機関窓口にてご用意しています。※口座振替の受け付けは金融機関窓口のみです。税務課窓口での受け付けはしておりませんのでご注意ください。